

平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業に関する利用者利用規約

第1条(目的)

- 1 本規約は、平塚市（以下「当市」という。）が提供するひらつか☆スターライトポイントアプリ（以下「アプリ」という。）を利用したサービス（以下「本サービス」という。）の利用条件について定めます。
- 2 当市が、本サービスの利用条件等の詳細について、別途定める実施要綱は、本規約と一体で適用されるものとします。

第2条(定義)

本規約における用語の意義は、別紙「地域経済キャッシュレス化推進事業における用語の定義」に定めるところによります。

第3条(利用契約)

- 1 本サービスの利用を希望する場合、利用者規約等の内容を承諾の上、当市所定の方法により、当市に利用を申し込みます。なお、当市に対して申請時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 利用者が前項の申込を行い、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、利用者と当市との間に利用契約が成立するものとします。
- 3 当市は、第1項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
- 4 利用者は、申込内容又は申込後の登録情報に変更がある場合、当市所定の方法に従って、事前に変更手続を行うものとします。

第4条(本規約の変更)

- 1 当市は、次の事情により本規約を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約等を変更できるものとします。
 - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
 - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
 - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
 - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 当市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前に利用者へ通知します。ただし、利用者へ不利な変更を含まない場合、又は、緊急の必要がある場合には、当市は利用者への事前の通知なく、直ちに本規約を変更できるものとします。
- 3 利用者は、前2項の変更に異議がある場合、第6条第1項の規定に基づき、利用契約を解除することができます。なお、利用者が当該変更後も利用契約を解除しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

第5条(通知)

- 1 本規約に関する通知は、原則としてアプリのお知らせ機能による通知、専用サイトに掲載する方法又は電子メールの送信により行うこととし、例外的に書面により行うことがあります。なお、当該通知は、事務局を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、アプリのお知らせ機能による通知、利用者が当市に届け出た電子メールアドレスへの送信又は専用サイトへの掲載時点をもって完了したものとします。なお、例外的に書面により行う場合は、登録された住所への発送をもって通知が完了したものとします。

第6条(利用契約の終了)

- 1 利用者は、当市所定の方法で当市に通知することにより、利用契約を終了させることができます。
- 2 利用契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への通知なく終了します。
 - (1) 利用者が利用者規約等に違反し、相当な期間を定めて催告しても、その期間内に是正されない場合
 - (2) 第13条第2号又は第3号に該当する場合
 - (3) 利用者と3か月以上連絡がとれない場合
 - (4) 当市がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了する場合
- 3 利用契約が終了した場合、利用者は、マネー等を使用することはできません。なお、この場合、使用されなかったマネー等の払い戻しをすることも一切できません。

第7条(マネー等の取得等)

- 1 利用者は、決済金額1円あたり1マネー以上の別途当市が定める割合で、当市が別途定める方法によりチャージすることができます。
- 2 利用者は、決済金額1円当たり1マネー以上の別途当市が定める割合で、当市が別途定める方法により、チャージを受けることができます。
- 3 明らかなシステム障害等、市がやむを得ない事由があると認めた場合を除き、本サービスの利用終了によっても、使用期限内に使用されなかったマネー等の払い戻しをすることは一切できません。

第8条(マネーのクレジットカード決済によるチャージ)

- 1 利用者は、次のすべての基準に合致したクレジットカードをアプリに登録することにより、マネーをチャージすることができます。
 - (1) クレジットカードの国際ブランドはVisa、Mastercard、JCBのいずれかであること
 - (2) カード名義人がアプリに登録し、チャージで使用することを承諾していること
- 2 クレジットカードによる決済でチャージされたマネーは払い戻しできません。
- 3 チャージに伴う代金の請求時期等一切の諸条件は、利用者と当該クレジットカード発行会社との間で別途契約する条件に従うものとします。なお、利用者と当該クレジットカード発行会社との間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、事務局及びシステム管理者並びに当市には一切責任はないものとします。
- 4 利用者は、本サービス利用の際に行うクレジットカード番号の送信行為等の決済手段に伴う漏洩等の危険性を認識し、自己の責任の下にこれを行うものとします。

第9条(マネー等の使用)

- 1 利用者は、次のいずれかの方法により、取得したマネー等を使用することができます。
 - (1) 加盟店において、1マネーあたり1円相当の割合で、対象取引における支払に代えて、マネーを使用する。
 - (2) マーレ取扱店において、1マネーあたり1円相当の割合で、対象取引における支払に代えて、マーレを使用する。
 - (3) その他、当市が別途定める方法により使用する。
- 2 マネー等により決済した対象取引について、商品不良、サービスの不具合により、対象取引が正常に完了しなかった場合、加盟店又はマーレ取扱店の判断により、マネー等の返還等の対応がされることがあります。
- 3 マネー等を決済に使用できる対象取引の範囲、前項の対応内容等については、当市が定めます。

第 10 条 (ID・パスワードの管理責任)

- 1 利用者は、ユーザーID 及びパスワードを第三者に譲渡・貸与してはならないものとします。
- 2 利用者は、ユーザーID 及びパスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ユーザーID 及びパスワードの盗用を防止する措置を行うものとします。
- 3 利用者は、ユーザーID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などに起因する損害につき自ら責任を負うものとし、事務局及びシステム管理者並びに当市は一切の責任を負わないものとします。
- 4 利用者は、ユーザーID 及びパスワードの盗用が疑われる事象が発生した場合は、速やかに事務局に連絡することとします。

第 11 条 (記録情報の確認)

利用者は、利用者端末でマネー等の残高を確認することができます。

第 12 条 (費用負担)

- 1 利用者は、次の費用を負担するものとします。
 - (1) 専用サイトへアクセスするための機器・ソフトウェア等、利用者端末の取得・利用に関する費用
 - (2) 本サービスのうち有料のサービスの利用料金
 - (3) 本サービスを利用するための通信費、交通費、その他の実費
 - (4) その他、本サービスを利用するための費用
- 2 本サービス以外の利用料金の要否・金額、支払条件、その他の利用条件等については、それぞれのサービス提供者が定めます。

第 13 条 (禁止事項等)

- 1 利用者は、利用者端末の保管、利用にあたり、利用者端末が変形、破損等したり、マネー等に関するデータが消失、破損等したりしないように取り扱うものとします。
- 2 利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 利用者端末の変形、破損等のおそれがある取扱い
 - (2) 当市、関連する事業者又は第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、又は、侵害する恐れのある行為
 - (3) 記録情報の改ざん等
 - (4) 本サービスに関連するシステムへの不正なアクセス等、および当該侵害行為を助長する行為
 - (5) ユーザーID の不正使用
 - (6) クレジットカードを不正使用して本サービスを利用する行為
 - (7) マネー等の第三者への譲渡、貸与 (※ただし、当市が特に認めた場合はこの限りではない)
 - (8) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (9) 前各号のほか、本サービスに関連する事業の運営に支障をきたす行為、又は、そのおそれがある行為

第 14 条 (本サービスの提供中止)

当市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中止することがあります。

- (1) 利用者が利用者規約等に違反した場合
- (2) 利用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 利用者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) 本サービス利用中、何らかの疑義が発生した場合であって、利用者が事務局からの連絡に応じない場合
- (6) その他、やむを得ない事情がある場合

第 15 条 (契約期間)

- 1 本規約は、第 3 条第 2 項に基づく利用契約の成立時に効力を生じ、本サービスの終了日まで有効とします。
- 2 利用者は、利用契約を終了する旨の通知をする場合、当市の指定する方法にて行うものとします。

第 16 条 (当市の責任)

- 1 当市は、本サービスに関し、当市の故意又は重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。
- 2 当市は、次の各号に関連する損害、又は、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負いません。
 - (1) 通信障害、システム障害等
 - (2) 記録情報の正確性・真正性
 - (3) ユーザーID の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
 - (4) 利用者端末の故障、紛失、盗難
 - (5) 本サービスの利用の結果
 - (6) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
 - (7) その他、利用者又は第三者の故意又は過失
 - (8) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づく提供中止
 - (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 3 対象取引については加盟店等、その他の本サービスに付随する提携サービスについては当該提携サービス提供者の責任において提供されるものとし、当市は責任を負いません。

第 17 条 (個人情報)

- 1 当市は、利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他の関係法令に従って、厳重に管理します。
- 2 当市は、本サービスの提供を通じて当市に提供される利用者の個人情報を次の目的に限って利用します。なお、第 4 号で利用する場合は、個人の特定ができない状態で利用します。
 - (1) 当市から利用者に対する次の通知
 - ①本サービスの仕様変更、利用条件の変更、その他関連する事項
 - ②本サービスの新機能等に関する案内
 - (2) 本サービスに関する当市から利用者に対する事務連絡やアンケートメールの配信
 - (3) その他、本サービスに関連する事業の運営（市民の確認を含む）
 - (4) 本サービスの利用記録に基づく解析モデル、統計情報等の作成・提供

第 18 条 (知的財産権)

- 1 本サービスに関する知的財産権は、当市又は当市が指定する第三者に帰属します。

- 2 本サービスに付随する提携サービスに関する知的財産権は、当該提携サービスの提供者又は当該提供者が指定する第三者に帰属します。

第 19 条(準拠法・合意管轄)

- 1 利用契約は、日本法に準拠します。
- 2 利用者規約等に関する訴訟については、平塚簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行日 2023 年 4 月 1 日
平塚市産業振興部産業振興課